

しみず積立定期預金規定

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました積立定期預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定に基づきお取扱いさせていただきます。なお、本積立定期預金の満期日に自動作成される定期預金については、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕に基づきお取扱いさせていただきます。

1.（預け入れ）

この積立定期預金の預け入れは100円以上とし、自動振替によるほか、通帳にて当行本支店の窓口、自動預金受払機で何回でも預け入れできます。

2.（契約期間）

この積立定期預金の契約期間は、1年、2年、3年のいずれかとします。

3.（満期日、最終預入期限）

満期日は、契約日の契約期間後の応当日（応当日が暦上にない場合は応当月の月末とします）とし、満期日の1か月前を最終預入期限とします。最終預入期限の翌日から満期日迄の間はお預け入れできません。

4.（積立定期預金の自動継続）

この積立定期預金は、満期日に通帳記載の契約期間と同一の契約期間の積立定期預金に自動的に継続します。

5.（定期預金の自動作成）

この積立定期預金は、満期日（自動継続している場合は継続後の満期日）に当該満期日までに預け入れされている金額の全額を解約し、解約した金額と解約時の税引き後利息の合計額にて、期間1年の自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕を作成し、本積立定期預金契約時に指定した定期預金通帳へ預け入れします。また、ご指定いただく定期預金通帳は本積立定期預金と同一店舗の通帳とします。

6.（利息）

（1）満期解約時における利息計算

お預け入れ金額ごとに、お預け入れ日から満期日の前日までの日数について、預け入れ日現在におけるその預け入れ期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年の場合は、満期日から遡って2年目の応当日を利息計算日として、お預け入れ日から利息計算日までの期間が1年以上の場合には、お預け入れ日から利息計算日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を利息計算日まで適用し、利息計算日にはお預け入れ日から利息計算日までの利息（税引き後利息）とお預け入れ金額を合算のうえ、2年もののスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。

（2）この積立定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「しみず定期預金規定集」の共通規定第8条第2項の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは、最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 前記（1）の適用利率×50%

- ③ 1年以上3年未満 前記(1)の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

2019年10月1日現在